

第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)における
パブリックコメントの実施結果について

■結果

実施期間	令和2年12月1日(火)～12月21日(月)	
意見提出	53件(6名)	
意見取扱 ※1項目で複数意見あり	素案を修正したもの	15件
	既に素案で対応しているもの	13件
	今後の事業実施において参考とするもの	5件
	意見として伺ったもの	15件
	具体的な要望・質問等のもの	10件

■意見

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
1	全体	事業を具体化し、町民に見える計画にしてください。(学校統合・跡地利用・新道路づくりなど)	本計画は、都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。本計画の方針に基づき事業が進んでいくこととしています。	具体的な要望・質問等のもの
2	全体	全体が「思いだけ」で、具体的事項で書かれていないため、意見の出しようがない。直近10年20年の計画なのだから具体的にすべきである。だから見通しのない事業ばかりが目立つ街になってしまう。町外から識者と言われる方など呼ばず、金をかけず、各地区の意見を吸い上げて町づくりを進めたい。毎月の区長会や〇〇会は、そのためにあるのではないだろうか。町の指示を下ろすだけではなく、吸い上げていただきたい。	本計画は、都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。 本計画の策定にあたっては、農業団体、観光団体、商工団体のヒアリングの実施、地域懇談会の開催、区長様への意見収集、公共施設及び商業施設にて本計画の概要の意見収集を行いました。	具体的な要望・質問等のもの
3	全体	予算は、町民の望むことに使っていただきたい。西口7億円・学校づくり30数億円など予定されているが、町民の要望には「お金がないからできない」ということが常。無いのではなく、使い方が違い町民に向いていないのである。真に町民の福祉のために吟味して使っていただきたい。	予算については、毎年ごとの施政方針等により、総合的な観点により行うこととしています。ご理解をお願いします。	具体的な要望・質問等のもの
4	全体	嵐山は農村地なので養鶏や酪農などの産業があるが、住民の我慢にならない臭い・音・汚水(公害)などは無くしていただきたい。そのためには、町役場の中に、プロジェクトチームなどを作り、担当課だけに任せず皆で解決していただきたい。解決していく姿勢がほしい。観光で売ろうとしている町としては、何とかしなくてはと考える。	具体的なお指摘については、事業実施に対するご意見とさせていただきます。	具体的な要望・質問等のもの
5	全体	嵐山駅ホームの鳩の糞がひどい。東武に改善するよう更なる要望を出していただきたい。	武蔵嵐山駅管理者に確認したところ、防鳥ネットなどの対策は既に行っていますが、保安管理施設に鳩がとまってしまい、対応に苦慮しているとのこと。現在はホームの清掃で対応しているとのこと。今後も対応をお願いしてまいります。	具体的な要望・質問等のもの

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
6	全体	<p>住民意識調査(20.3)から読み取れるのはまさに「少子高齢化」の問題。結婚・子育て・家新築世代の流出やリターン世帯の減少は、佐久間新町長自身も議会で答弁されていたように、全国的現象とか自然現象として済ませるわけにはいかない嵐山町自身が招いた問題という認識がまず求められていると思います。また25年にピークを迎えるという高齢者の問題も多岐にわたっています。武蔵嵐山病院の2年前の移転、町内公共交通機関の不在による買い物・通院・移動等の困難、農業後継者不足や農地管理の困難から地域コミュニティの維持そのものの困難まで。ですがその解決の方向性としてこのプランで打ち出されるのはコンパクトシティであり、学校を筆頭とする公共施設の統廃合(“公共用地の利用”にはもう「志賀小」が入っている(P55))。だがそれでは例えば130年にわたり先人たちが築いてきた北部「七郷村」の歴史が、まとまりが、大きく方向転換を余儀なくされることとなります。子どもや若い世代の声が途絶え、コミュニティをつなぐ網の目が粗くなる、高齢者が孤立する、災害時の対応力が弱まる、何より自分たちは町から見捨てられたと感じます。こんな小さな町で、町が南北で分断されることとなります。</p> <p>先日の町の広報でも注意喚起されたように、今こそみんなで町の財政に目を向けてみませんか。「20年後(或いは40年後)を見据え」(P64)、例えば学校統廃合・一貫校の問題も財政面からも今一度きっちり見直してみませんか。今一貫校なのか、例えば40年後に一貫校なのか?をみんなで議論しませんか。もうラベンダーみたいなずさんな制度設計で町の大きなお金を使うのはやめましょう。国が示すシステムに依存するのはやめて、自分たちの頭で、自分たちの身の丈に合った事業を選び取り、着実に財政再建の道を歩みだしましょう。</p>	<p>具体的なご指摘については、事業実施に対するご意見とさせていただきます。</p>	<p>具体的な要望・質問等のもの</p>
7	全体	<p>町民の意見を生かした町づくりをしていただきたい。(学校統合・跡地利用・新道路づくり)</p>	<p>町では、町民の声ボックス、町政への意見箱、町政モニター制度や計画等策定時におけるパブリックコメント、事業実施における事業説明会等を実施し、広く意見をいただいています。今後もご意見をいただきたくお願いします。</p>	<p>具体的な要望・質問等のもの</p>
8	パブリックコメント	<p>膨大な資料がホームページ提示で、町民に対してパブコメを取るのに無理がある。どれだけの方がこれに対応できるか考えていただきたい。大幅に変更したいところ、新しい考え・事業など、町民の意見を聞いたほうが良いところだけに絞っていただきたい。パブコメに対してはいつも思うことだが、これで「町民の意見を聞いた」ということにしないで頂きたい。</p>	<p>パブリックコメントの実施については、町公式ホームページの他、嵐山町役場まちづくり整備課及びふれあい交流センターで紙媒体による閲覧及び意見書の記入ができるようにしました。</p> <p>現在の嵐山町都市計画マスタープランは令和3年3月に終了することから、改訂ではなく、全く新しい都市計画マスタープランの策定を進めているところです。</p>	<p>具体的な要望・質問等のもの</p>

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
9	第1章総論 1. 計画策定の主旨 (P.3)	都市計画マスタープランの期間は20年間ではなく、基本構想と同様に10年間で考えるべきである。20年を見通すことは必要であるが、地殻変動・気候変動や世界的なパンデミックとなる感染症がこれからも拡大することが考えられ、20年に及ぶ都市計画は、非現実的である。期間を20年とするのであるならばその合理的な理由を示すこと。	本計画の計画期間は2021年(令和3年)度を初年度とし、2040年(令和22年)度の20年間としております。 本計画は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し定めるものとする」と都市計画法第18条の2に規定されており、東松山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次は「おおむね20年後」とされています。また、都市計画運用指針において、都市施設である道路、下水道等の整備水準の目標は「おおむね20年後」とされています。以上を踏まえ、本計画も同様に20年間としました。 また、P.64の計画の進捗と見直しの中で「社会情勢の変化や嵐山町総合振興計画・東松山都市計画区域マスタープランの変更等により、都市づくりの方向性に大きな変化が生じた場合等、必要に応じて計画の見直しを行います。」と記載しています。	意見として 伺ったもの
10	第1章総論 2. 現状と課題 (P.7)	新技術に関して 本文第4パラグラフ「AI…求められています。」に続いて以下の文を挿入する： 「とりわけAIなどデジタル技術は社会のあらゆる面に浸透し、今後も目覚ましい発展を見せるでしょう。しかし、それに伴って国家による過度の住民管理などが招かれる恐れもあります。また、デジタルネットワークに機能不全などが発生すれば社会生活のあらゆる場面での大混乱が起こるリスクがあります。一方日本では農林水産業や中小企業のネットワークのなかで蓄積されたアナログ的な知識、経験が社会を支えてきました。このような非デジタル的知識、技術の文化をも大切にする必要があります。」	(1)社会情勢の変化の記載については、日本全体のこのため、客観的かつ簡潔に記載したところとす。ご了承ください。	意見として 伺ったもの
11	第1章総論 2. 現状と課題 (P.7)	気候変動に関して 本文第6パラグラフ「近年、阪神淡路大震災から…安全・安心な町づくりが求められています。」に続いて、以下の文を挿入する：「これら豪雨被害は、世界的な気候変動を主要な要因とするものと考えられ、被害状況は悪化の一途をたどるおそれがあります。気候変動の要因として二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出が挙げられます。この他にも原子力発電に伴う放射性物質など有害物質の排出により生物多様性が損なわれています。二酸化炭素の主要な吸収源である山林、土壌、海水などの劣化も進んでいます。このままでは未来の世代に残される世界は暗澹たるものになるでしょう。このような破壊の原因として、足ることを忘れた社会・経済のあり方があるものと思われます。」	(1)社会情勢の変化の記載については、日本全体のこのため、客観的かつ簡潔に記載したところとす。ご了承ください。	意見として 伺ったもの

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
12	第1章総論 2. 現状と課題 (P. 7)	パンデミック、グローバリズムに関して 本分第7パラグラフに続いて以下の文を挿入する：「新型コロナウイルスによるパンデミックは、野生世界への人間の進出と、金と時間さえあれば世界のどこへでも容易に移動することも要因となったものと思われま。世界的な交通の制限が必要になり、グローバル経済のぜい弱さも明らかになりました。自然環境の保全、暮らしの基本に関する地域経済の自足性の推進が求められます。」	(1) 社会情勢の変化の記載については、日本全体のこのため、客観的かつ簡潔に記載したところ。ご了承ください。	意見として 伺ったもの
13	第1章総論 2. 現状と課題 (P. 7)	3、総論として (2) グリーンリカバリーの必要性和グリーンジョブ、防災の街づくりの視点について 本計画においては、グリーンリカバリーは単語として記されているが、具体的なものはなく、グリーンジョブの最も公的なものは、廃棄物処理も一つであるが、「ごみ処理施設・し尿処理施設は広域連携による処理体制を維持します」と記されており、気候変動に対しての知見が弱いと見受けられる。 防災のまちづくりとして、ため池改修と周辺整備、身近な川の整備として、川の草木の除去、緑の保全として荒廃した竹林の再生等を、都市計画マスタープランの中に組み込み積極的にグリーンジョブを作り出すことはできる。コロナ禍後の経済の復興にはグリーンリカバリーが必須とされており、2050年にカーボン0の政策に嵐山町も貢献できるように都市計画マスタープランに組み込まれたい。	ご指摘の内容については、事業実施に対するご意見とさせていただきます。	意見として 伺ったもの
14	第1章総論 2. 現状と課題 (P. 7)	戦争の危機について 当頁の最後の部分に以下の文を挿入する：「また、世界では大国間の覇権争いが絶えず、核兵器禁止の動きがある一方では核保有国による核兵器の新たな開発が進むなど危険な状況もあります。大国間の軍事衝突が起これば、地球規模での破壊に至るでしょう。日本は大国の一方に加担して破壊への道を進むべきではありません。大国に依存するのではなく、食料の自給率の向上など自立への未来を選び、平和を求める道を進むべきです。」	(1) 社会情勢の変化の記載については、日本全体のこのため、客観的かつ簡潔に記載したところ。ご了承ください。	意見として 伺ったもの
15	第1章総論 2. 現状と課題 (P. 9)	地域の自然に根差した生活 第1パラグラフ「本町は…自然に恵まれています。」に続いて以下の文を挿入する：「また、地域の自然に根差した、自立的で足ることを知る暮らしも長く続いていました。」	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 【修正】本町は、町名の由来となった景勝地「嵐山溪谷」を代表とする緑豊かな自然に恵まれ、町民のゆとりある暮らしに寄与しています。	素案を修正 したもの
16	第1章総論 2. 現状と課題 (P. 11)	P. 6、子どもの数の減少により、新たな学校教育体制の充実が必要となっています。 →子ども数の減少、ICTの急速な進化、今後想定される感染症により、学校教育の学びの仕組みについて子どもの状況に応じたきめ細かな対応が必要となっています。	ご意見の内容については、P. 6 にありません。P. 11 に同様の記載がありますので、No. 17 で回答させていただきます。	素案を修正 したもの

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
17	第1章総論 2.現状と課題 (P.11)	P11 子どもの数の減少により、新たな学校教育体制の充実が必要となっています。 →子どもの立場にたった学校教育と地域のありかたを考える必要があります。	No.16 とご意見の内容を踏まえ、下記のとおり修正しました。 【修正】年少人口の減少や社会情勢の変化に伴い、子どもに応じたきめ細かな対応が必要となっています。	素案を修正したもの
18	第1章総論 2.現状と課題 (P.11)	P11の(3)嵐山町の社会構造の資料は人口等については、国勢調査の資料をつかっているが、最終数値が2015年となっている。国勢調査の数値に加えて、2020年の嵐山町住民票からの実数を加えるべきである。	国勢調査は、統計法第5条第2項に基づく調査であり、行政上最も重要な統計調査とされていますので、国勢調査を使用しグラフを作成しました。 この国勢調査の結果に2020年の住民基本台帳の人口を加えると、条件が異なると考えています。	意見として伺ったもの
19	第1章総論 2.現状と課題 (P.12)	P12国勢調査による人口の増減を使って説明しているが、令和3年からの都市計画マスタープランであるため、令和2年の人口動態も加えるべきである。その際、令和2年(2020年については、国勢調査ではなく、嵐山町住民票実数と記しておく。	No.18 と同じ回答となります。	意見として伺ったもの
20	第1章総論 2.現状と課題 (P.13)	P13 基本課題3 地域特性のある土地の実活用 とは何を指すのか不明である。	地域特性とは、エリアの人口・周辺の土地利用の状況・交通の状況・産業等の社会的状況や地形・自然環境・景観・歴史・文化等の自然的状況による特徴と考えております。上記特徴のある土地が活用されていないことが多いということを示させていただきます。	具体的な要望・質問等のもの
21	第2章全体構想 1.将来都市像と基本目標 (P.16)	基本目標2 基本目標2を以下のように変える： 「基本目標2 [共生] 自然との共生、ひとびとの共生を目指すまちづくり」	ご意見の内容については、基本目標1及び基本目標2「◆本町の豊かな自然環境のある田園地域と生活利便性のある市街地が調和し、多様化するライフスタイルに合わせた、安心して安心して暮らし続けられる居住環境の整備を目指します。」に含んでいると考えています。	既に素案で対応しているもの
22	第2章全体構想 1.将来都市像と基本目標 (P.16)	農業の再生 当頁の最後の文に続いて、以下の項を加える： 「農業の再生を図り、高齢者にも可能な家庭菜園などの地産地消を目的とする小規模な農業の促進を進めます。また、地域の植林地の適正な利用を進め、地元の木材を町の建築物に積極的に活用するなど、林業の再生を目指します。」	農業については、ご意見の内容を踏まえ、下記のとおり修正しました。 また、林業については、事業実施において参考とさせていただきます。 【修正】起業・店舗開業・農業経営や人々の交流の場を構築し、人々が「自ら主体」となり活躍できる空間を創出するまちづくりを目指します。	素案を修正したもの
23	第2章全体構想 1.将来都市像と基本目標 (P.16)	教育を受ける権利 基本目標1 人材を育むまちづくり の項にある「◆学校教育の充実…目指します。」に続いて、以下の文を挿入する： 「また、学ぶものには、それぞれの生き方、将来についての志向に則した教育を受ける権利が保障されるべきです。」	ご意見の内容については、基本目標1「◆学校教育の充実を進め、さらに子どもから高齢者まで全ての町民が学びを通じて、夢を実現する人材を育む環境づくりを目指します。」に含んでいると考えています。	既に素案で対応しているもの
24	第2章全体構想 1.将来都市像と基本目標 (P.17)	基本目標2の内容 基本目標2のタイトルを意見5) (No.21) に述べたように変え、それに続く部分にある「…移住の促進を図り、多くの人々が集まるまちづくりを目指します。」を、「自然との共生、ひとびとの共生を求めることによって輝くまちづくりを目指します。」に替える。	ご意見の内容については、基本目標1に含んでいると考えています。	既に素案で対応しているもの

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
25	第2章全体 構想 1. 将来都市 像と基本目 標 (P. 17)	P17 基本目標3 誘導し継承するまち づくりにおいて 「優良企業を誘致し、雇用の場を確保す るとともに安定した財源の確保が必要とな ります。」そのために、緑を消滅させる政 策が現在も行われている。地域における循 環型社会の構築は、優良企業を誘致し雇用 の場を確保する以上に、安定した経済循環 をつくるが、その点が抜け落ちており、ど のような優良企業を望むのか付記すること	優良企業については、様々な観点から優 良な企業として記載したものです。	意見として 伺ったもの
26	第2章全体 構想 2. 将来の嵐 山町の姿 (P. 19)	目標人口について 町民のなかで、若年層の割合が少ないこ とは問題だが、人口減少自体は必ずしも否 定的であるとは限らない。目標人口を考え る際に、地元で供給可能な生活用水の量、 地元で処理可能な廃棄物量など、地域とし ての持続的、循環的、自立的な生活に必要 不可欠な要素についての検討が求められる。	目標人口については、現在策定中の第6次 嵐山町総合振興計画と整合を図り、策定し ています。	意見として 伺ったもの
27	第2章全体 構想 2. 将来の嵐 山町の姿 (P. 19)	P19 嵐山町の目標人口の推移について 2020年の数値を記入すること	目標人口については、現在策定中の第6次 嵐山町総合振興計画と整合を図り、策定し ています。2020年(令和2年)の国勢調査の 結果が公表されていません。 国勢調査は、統計法第5条第2項に基づ く調査であり、行政上最も重要な統計調査 とされていますので、国勢調査を使用しグ ラフを作成しました。	意見として 伺ったもの
28	第2章全体 構想 3. 将来の暮 らしのイメ ージ (P. 23)	「親子三世代でともに暮らし、子供が 色々な経験をしながら成長しています。」 →「多くの世代で多様な考え方の人が暮 らし、こどもがいろいろな経験をしながら 成長しています。」 潜在的に固定的な「家」の価値観が見 え、現在にそぐわないし、親子3代ではな い生活をし、そこで育つ子どもたちもいる ので変更を求める。	ご意見の内容を踏まえ、下記のとおり修 正しました。 【修正】多世代が交流し、子どもが色々な経 験をしながら成長しています。	素案を修正 したもの
29	第2章全体 構想 3. 将来の暮 らしのイメ ージ (P. 23)	「夫婦が東京都心から移住し、家庭菜園 で自給自足の日々を過ごしています。」 →「嵐山町の里山の生活を求めて生活を する人が家庭菜園で自給自足の日々を過ご しています。」 夫婦が東京から移住するとは限らないた め。	ご意見の内容を踏まえ、下記のとおり修 正しました。 【修正】嵐山町の豊かな自然環境を求めて 移住し、家庭菜園で自給自足の日々を過ご しています。	素案を修正 したもの
30	第2章全体 構想 3. 将来の暮 らしのイメ ージ (P. 23)	田園地域と企業 上記頁に「◆企業が広大な優良農地で最 新技術を駆使しながら農産物を作っていま す。」との記載がある。企業による農業へ の参入を全否定するものではないが、企業 にとって、利潤追求が主要な目的となるこ とは避けられず、この目的が叶わない場合 は農地の放棄、転売などがされるリスクも ある。また、最新技術のなかには、生態系 や人間にとっても危険な遺伝子組み換えや 農業に関わるものもある。地元農業の再生 を求める場合、とりわけ重要なことは、企 業よりも地元農民や、Uターン者または町 の農地を積極的に使い消費者と直接に連携 しながら農業に取り組む意欲を持つひとび	本項目は、本計画を町民等に分かりやす くイメージすることを目的に設けておりま す。よって、本項目に記載されている事項が 全てではありません。 ご意見の「◆企業が広大な優良農地で最 新技術を駆使しながら農産物を作っていま す。」については、農業を持続していくた めの方法の1つであり、今後企業の農業へ の参入が進むと思われますので記載をし ました。なお、上記を踏まえ、下記のとおり修正 しました。 【修正】◆農家が耕作したり、企業が広 大な優良農地で最新技術を駆使しながら農 産物を作っています。	素案を修正 したもの

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
		とを支援することだと思う。その意味で、上記の記載を以下のように変更する： 「◆田園地域の各所に、地元農民や地域の農地を用いて消費者のために健康で優良な農産物を作るひとびとが利用できる農産物共同出荷場が見られ、そこでひとびとが寄り合い、宿泊することもできます。」		
31	第2章全体 構想 3. 将来の暮らしのイメージ (P. 23)	「企業が広大な優良農地で最新技術を駆使しながら農産物を作っています。」「又、農業を志す新規就農者が、有機農業で地域に定着して生活しています。」を加える。 理由 有機農業をするために、転入している人もいます。	ご意見の内容を踏まえ、下記のとおり修正しました。 【修正】◆農家が耕作したり、企業が広大な優良農地で最新技術を駆使しながら農産物を作っています。	素案を修正したもの
32	第3章分野 別構想 1. 土地利用 (P. 25) 3. 居住環境 (P. 34)	P25(1) 基本的な考え方「人口減少している状況で新たな土地利用がおこなわれにくくなっていることを踏まえ民間活動を誘導するバランスの取れた土地利用をはかります。」とP34「教育施設社会情勢や将来人口等を考慮し、特色ある町立小中一貫校の整備を図ります」は相いれない。学校統廃合についての問題点は後述する。	後述とのことですので、No.35 で回答させていただきます。	既に素案で対応しているもの
33	第3章分野 別構想 1. 土地利用 (P. 26)	花見台土地利用 工業団地の土地利用についても、周辺自然環境の破壊を避け、貴重な野生動植物種の保全を条件とするべきである。	P. 26 産業地の中で「花見台工業団地は、地区計画による工業を中心とした良質な土地利用を図ります。」と記載しています。地区計画は、周辺の自然環境と調和を図りながら、基盤整備による良好な生産環境を創出するために、適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的としており、その中で緑地を配置していると考えています。	既に素案で対応しているもの
34	第3章分野 別構想 1. 土地利用 (P. 26)	P26(田園地域の土地利用)について、日本農業遺産の認定をうけようとしているため池農法を取り上げ、ため池にかかる生物多様性の保全を加える	P. 26 森林の中で「水源涵養、山地災害防止や動植物の多様な生態系に必要な森林は保全を図ります。」と記載しています。	既に素案で対応しているもの
35	第3章分野 別構想 1. 土地利用 (P. 27) 他	3、総論として (1) 5小中学校を1校にすることについて都市計画マスタープランに記すことは、問題が大きい。 学校統廃合については、平成29年8月23日から平成31年1月28日まで15回の小中学校適正規模検討委員会において答申されたものを活用して嵐山町の小中学校を1校に統合するというものである。しかし、小中学校適正規模検討委員会は、地方自治法第138条4項に基づく、条例設置の審議会・委員会・協議会ではなく、単に町長の私的諮問機関にすぎない。行政は広範な事業を受け持つものであるから、私的諮問機関にゆだねてもよい場合もあるが、5校ある小中学校を1校に統合する政策は、長の単独の判断で実施すべきものではない。地方自治体は、議員代表制と首長制の2元代表制を執る。5校ある小中学校を1校に統合する政策は、地域のあり方を大きく変更するものであるため、町長の私的諮問機関の答申にそって、実行しようとするのは、町長の裁量権の逸脱が大きく違法である。 また、この新校建設は、嵐山町の財政を大きく揺るがすことになる。新校建設の財	学校適正規模等推進事業の見直しにより、P. 27 土地利用活性エリアの中の「◆小中学校統廃合の公共用地については、地域の特性を活かしつつ、本町にとって有効な土地利用のあり方を検討していきます。」、P. 47 北部地域及び P. 53 中部地域の土地利用方針の中の「小中学校統廃合後の公共用地については、地域の特性を活かしつつ、本町にとって有効な土地利用のあり方を検討していきます。」の記載及び当該方針図(P. 28、P. 49、P. 55)の項目は削除しました。 また、P. 34 公共施設の教育施設の中の「社会情勢や将来人口等を考慮し、特色ある町立小中一貫校の整備を推進します。」は下記のとおり修正しました。 【修正】町立小中学校は、学びを通じて人づくりの教育を推進する場として充実を図ります。また、社会情勢に合わせ、適正規模・適正配置等について検討していきます。	素案を修正したもの

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
		<p>源を確保するために、事業を誘致し、道路沿道に工業地区を位置づける、そのためにさらに税を使うという負のラスパイルを招き、町民にとって不幸な街づくりを進める。</p> <p>公教育がなすべきことは、子どもが自立した生活ができる人に育てることである。学校のあり方については元町長の私的諮問機関が行うべきことではなく、議会さえ議決していない。都市計画マスタープランに記すべきことではない。</p> <p>さらに元町長の私的諮問機関に提出されている学校の財務予測の数値は、どの機関がどの資料によって算出したかわからず、算出の根拠が不明で、5小中学校を1校に誘導するための数値である。地方自治体の財務にかかる一定の知識のあるものが子細にみれば、数字のトリックに気づくが、学校適正化委員会委員には、5校を1校にするための誘導的な数字であることを見抜くのは難しい。</p> <p>5小中学校を1校に学校統合するには30年以上に及ぶ持続する財源が必要であり、嵐山町内の子どもすべてが健康で安全に通学できる通学体制が必要であるがその体制を作ることは難しく、通学の保障ができない。現嵐山町は、議会報・広報にも掲載されているとおり、自転車操業状態で、学校統合する財力はない。企業誘致をしたとしても、税収の伸びが安定的に約束されるものではない。</p> <p>学校統合による新校建設を記す前に、大きな債務と不安定な財務であることについての町民との十分な議論が必要である。また、新校建設のメリット・デメリット、5校の長寿命化のメリット、デメリットについて町民の十分な議論が必要であるため、本都市計画マスタープランには記さないことが肝要である。</p> <p>P67において「まちづくりは長期的な計画に基づく継続的な取組であり・・・少子高齢化がますます進行する中、厳しい財政状況は続くことが予想されます。本計画に位置づける取組は、財政状況を勘案しつつ推進していきます」と記されている通り、学校統合の適否については、財政面、地域づくりの観点、および子供の視点から、町民と十分な議論を求め、その後、必要に応じた学校のあり方を記するように都市計画マスタープランの改訂を行うべきである。</p>		
36	第3章分野別構想 1. 土地利用 (P. 27) 第4章地域別構想 1. 北部地域	<p>はじめに 「第2次嵐山町都市計画マスタープラン」(以下、マスタープラン)は膨大な内容であるので私の能力では全面的に意見を述べることは困難なため、一番問題意識を持っている小中学校の再編に関わる点に絞って意見を述べます。</p>	<p>学校適正規模等推進事業の見直しにより、P. 27 土地利用活性エリアの中の「◆小中学校統廃合の公共用地については、地域の特性を活かしつつ、本町にとって有効な土地利用のあり方を検討していきます。」、P. 47 北部地域及び P. 53 中部地域の土地利用方針の中の「小中学校統廃合後の公共用地については、地域の特性を活かしつつ、本</p>	<p>素案を修正したもの</p>

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
	2. 中部地域 (P. 47, 53)	<p>1. マスタープランと「嵐山町立学校適正規模等基本計画」(以下、学校再編計画)の関連について</p> <p>マスタープランは嵐山町のまちづくり計画であり、小中学校の再編はこの計画の中に位置づけられる重要な柱の一つだと思います。再編後の学校跡地と建物をどうするのかもマスタープラン及び学校再編計画の中に具体化されてしかるべきと考えます。当然その跡地の利用計画もそれに伴う財政計画(見通し)も併せて検討され、その内容を私たち町民の前に明らかにすべきではないでしょうか。</p> <p>そもそもこの学校再編計画自体、現在の小中5校の改修や新築に幾ら掛かるかを試算していますが、この数値の根拠も示されていません。ただ、「5校それぞれに財政をつぎ込めばこんなに金がかかる。しかし、1校にまとめれば経費は節減できる」とでも言いたいのでしょうか。</p> <p>それでいて、5校をまとめて1校(小中一貫校)にした場合の費用については明らかにしていません。つまり、いま進められている学校再編計画には廃校後の跡地、建物の利用、取り壊しも含めた財政計画はないのです。跡地の利用計画も財政計画もなしに現在の菅谷小・中学校の土地に5校を統合した小中一貫校を建設する計画だけを先行させるやり方は、多くの町民に疑問を生んでいるのではないのでしょうか。</p> <p>しかし、マスタープランでは「小中学校統廃合」による新しい学校を「小中一貫校」とする学校再編計画を踏襲し、統廃合後の公共用地の利用については今後の検討課題としています。また、学校再編計画でも跡地利用については、検討委員会を設置し今後検討するとしていますが、現時点では検討委員会は設置されていないようです。</p> <p>跡地利用計画が作られてこそ、初めて学校再編計画が完成するものだと思います。未完成の学校再編計画をマスタープランの中に組み入れるのは無理があるのではないのでしょうか。したがって、マスタープランでは学校再編計画が完成(少なくとも跡地利用計画の策定)をまって今後プランの補強をするという扱いにすべきだと思います。その理由を以下に述べます。</p> <p>2. まだまだ議論を深めるべき課題の多い学校再編計画</p> <p>教育委員会は学校再編計画についての説明会やパブリックコメントの募集を行って町民の声を聴いたとしていますが、パブリックコメントが学校再編計画に反映しているようには見えませんし、説明会の開催も3回で15人の参加にとどまっています。町民が学校再編に無関心であるはずはありません。行政(教育委員会)側が何として</p>	町にとって有効な土地利用のあり方を検討していきます。」の記載及び当該方針図(P. 28、P. 49、P. 55)の項目は削除します。	

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
		<p>も町民の理解を得るという姿勢さえあれば、町民との意見交換の場は創意工夫できるはずです。</p> <p>それでも、議論し深めなければならない課題はかなり明らかになっています。</p> <p>① この計画の素案は今年1月、この基となった町立小中学校適正規模等検討委員会（諮問機関）の答申が出されたのが昨年4月です。したがって私たちが体験しているコロナ禍が起こる前に作られた計画といっても差し支えないでしょう。コロナ禍を体験したことにより全国知事会をはじめ行政側でも教育関係者や現場の教職員の間でも少人数学級の必要性が認識されています。こうした声に押されて、不十分ですが政府も35人学級に踏み出しました。嵐山町の学校再編計画にはこうした少人数学級を進める積極的な姿勢は見られません。</p> <p>② 南北に細長い地形の嵐山町で5つの小中学校を菅谷中学校の所在場所1か所に集めてしまって、本当に良いのか、地域のコミュニティ形成に役割を果たしてきた小中学校を廃校にして大丈夫なのか、町民、とりわけ児童生徒をもつ保護者の皆さんは納得しているのか、災害時の避難場所としてきた体育館を失くしても避難場所は確保できるのかなど、議論は不十分です。</p> <p>通学バスの利用は直線距離で小学生4キロ以上、中学生は6キロというが真夏の炎天下や大雨の天候の下で低学年の児童を4キロも歩かせるのか、結局保護者が車で送り迎えすることになるのではないか、保護者が送り迎えできない子どもはどうなるのか、等の不安は解消されていません。</p> <p>そもそも通学バスの運行は確実にできるのか、バスは町が購入するのか、運転手は確保できるのか、民間に委託する場合は受けてくれる会社があるのか、費用はいくらかかるのか、等々明らかになっていないのです。</p> <p>3. 「嵐山町立学校適正規模等基本計画」（学校再編計画）策定までのプロセスにも問題があります。</p> <p>先にも述べましたが、この学校再編計画のベースになっているのが「小中学校適正規模等検討委員会」の「答申」です。この答申は2017年8月に永島教育長が検討委員会々長に「小中学校の適正規模、適正配置について」の諮問を行い、これに対して出されたものです。</p> <p>この過程で問題があります。答申を出した諮問機関「適正規模検討委員会」を設置することについて議会に諮られていないことです。したがってこの検討委員会の設置条例もなく、当然検討委員会のメンバー選</p>		

No.	項目(頁)	提出された意見 (原文のまま)	意見に対する考え方・修正内容	意見 取扱
		<p>出も、教育委員会主導で行われてきたものと思われま。</p> <p>一般に諮問機関の設置は議会の承認を得て行われています。現に隣の小川町では議会に諮られ「小川町小中学校再編等審議会」設置条例が制定されています。嵐山町ではこの手続きがなされていないのです。</p> <p>昨年11月号の広報「RANZAN」は新議員を「嵐山町の未来のために町政を託す13人」と紹介しました。私たち町民が選挙で選び、町政を託しているはずの議員・議会が軽視されてきたのです。これはとりもなおさず、私たち町民が軽視されてきたということではないでしょうか。</p> <p>にもかかわらず、こうした非民主的手続きで作られてきた学校再編計画を「既に決まった事」として扱っています。教育委員会のもとに「新校開校準備委員会」をつくり、新校の学校名についての議論や募集まで始め、学校再編計画については町民への説明(3回で15人)をほとんど怠ってきた教育委員会が、ご丁寧に「準備委員会だより」まで発行しているのです。</p> <p>こうした非民主的手法で進められている学校再編計画をそのまま「第2次」嵐山町都市計画マスタープラン」に組み入れて、まちづくり計画とすることには同意できません。</p>		
37	第3章分野別構想 1. 土地利用 (P. 27)	<p>P 27 [公共用地] 教育施設</p> <p>「中学校統廃合後の公共用地については、地域の特性を活かしつつ、本町にとって有効な土地利用のあり方を検討していきます。」は記さない。</p>	ご指摘の内容については、学校適正規模等推進事業の見直しにより削除しました。	素案を修正したもの
38	第3章分野別構想 2. 道路・交通体系 (P. 29)	<p>コロナ禍、「新しい生活様式」が求められ、また、CO2削減などもあり車社会も見直されている。歩道・自転車道の設置をしていただきたい。特に、これから作る所・町の主要道(他の市町村とを結ぶ道路)には取り付けていただきたい。</p>	<p>P. 29 道路の中で「[補助幹線道路] 国県道と連結する主要道路と位置づけるとともに、歩行や自転車等の安全を図るため、適切な維持管理や安全対策を推進します。」と記載しています。</p> <p>なお、ご意見については、事業実施において参考とさせていただきます。</p>	<p>既に素案で対応しているもの</p> <p>具体的な要望・質問等のもの</p>
39	第3章分野別構想 2. 道路・交通体系 (P. 29)	<p>団塊世代が後期高齢者になろうとしている現在、都市計画の基本的な考え方は、高齢者の引きこもりを少しでもなくせるよう、地域でのさまざまな行事にも顔を出してもらい、交流できるように配慮してほしい。特に、これから高齢者は免許返納が大幅に増加すると思われま。そこで、高齢者(子どもも含む)が安心して外出できる環境整備として、第1優先で歩道の整備を計画していただきたいと思いま。</p>	<p>P. 29 道路の中で「[補助幹線道路] 国県道と連結する主要道路と位置づけるとともに、歩行や自転車等の安全を図るため、適切な維持管理や安全対策を推進します。」と記載しています。</p> <p>具体的にご意見については、事業実施において参考とさせていただきます。</p>	<p>既に素案で対応しているもの</p> <p>今後の事業実施において参考とするもの</p>
40	第3章分野別構想 2. 道路・交通体系 (P. 29)	<p>旧 254 号線、中島旅館の所から学校橋へ向かう道路を直していただきたい。下水などの設置の掘って埋めたまま、マンホールなど飛び出ていると通りにくい。</p>	<p>具体的にご意見については、事業実施において参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の事業実施において参考とするもの</p>

41	第3章分野別構想 2. 道路・交通体系 (P. 29)	菅谷地内の旧254号線、武蔵嵐山駅～旧254号線。ここは両側とも2倍拡幅。一方通行化。深谷嵐山線との間の道路を旧254号線まで延伸して一方通行にする。 旧254号で、嵐山三差路～ときがわ熊谷線交差点間(郵便局のある所)の歩道は狭すぎで、ひどい状況です。 鎌倉街道の遊歩道として大蔵交差点～笛吹峠に歩道を設置できないか。	具体的なご意見については、事業実施において参考とさせていただきます。	今後の事業実施において参考とするもの
42	第3章分野別構想 3. 居住環境 (P. 34)	コロナを経験し、学校の少人数学級を実施していただきたい。国の政策を待たず、独自にでもしていただきたい。	具体的なご指摘については、事業実施に対するご意見とさせていただきます。	意見として伺ったもの
43	第3章分野別構想 3. 居住環境 (P. 34)	ごみ処理施設について 同頁にある「公共施設(その他の施設)」に、「◆ごみ処理施設・し尿処理施設は広域連携による処理体制を維持します。」とあるのに続いて「また、ごみの減量化、とりわけプラスチックごみの大幅な減量化に努めます。なお、現行のごみ処理施設の新設が必要となる場合、町のごみは町で処理するように努めます。ごみ処理施設を新設するにあたっては関係住民による理解と協力を求め、重大な災害発生の恐れがある場所には建設しません。」との文章を付け加える。	ごみの減量化等については、P. 38 環境に配慮したまちづくりの中で「循環型社会の構築に向けて、5Rを推進し、町民・事業者等にごみの減量化・資源化の支援・啓発を推進します。」と記載しています。 また、その他のご指摘については、事業実施に対するご意見とさせていただきます。	既に素案で対応しているもの 意見として伺ったもの
44	第3章分野別構想 3. 居住環境 (P. 34)	〔その他の施設〕 「ごみ処理施設・し尿処理施設は広域連携による処理体制を維持します」は記さない。 同様に「火葬場は広域連携による比企広域市町村圏組合の運営を支援します。」は記さない。 都市計画マスタープランに記す必要がない。	ごみ処理施設、し尿処理施設及び火葬場については、都市計画法第11条に規定する都市施設に該当するため、本計画に記載しました。	意見として伺ったもの
45	第3章分野別構想 4. 水と緑の環境 (P. 37)	「自然豊かな嵐山町」をうたっていて、私も、今の嵐山町の自然が未来まで残されることを願っている。現在住んでいる方も「自然が豊かだから」という理由で住むことにした方が多いだろう。志賀の太陽光発電開発の件を教訓にして、自然を壊さないように今後対応していただきたい。古里地区の周りは太陽光だらけで、異様な景観だ。仕方がない、としないで頂きたい。	P. 37 水と緑の環境において、自然豊かな緑の保全を基本的な方針としています。	既に素案で対応しているもの
46	第3章分野別構想 4. 水と緑の環境 5. まちなか・景観 (P. 37, 41)	3、総論として(続き) (3) 奥山と里山・景観を明確に位置付けること 野生生物の保護のため、里地に猪、鹿、猿、狸などが下りてこないように、奥山の開発については規制できる都市計画マスタープランが必要である。里山については、町民全体で里山を維持できるように里山を自然公園として位置づけ、土地の寄付採納などを受け入れる町民の体制が必要である。 現在、市街化調整区域では、小規模太陽光発電の申請が多いが、災害等についての基準はあるが、景観についての基準がない。嵐山町に観光業を一つの産業とするなら、景観についての景観保全地区といった町独自の基準を設ける必要がある。日本農	本計画は、都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。本計画に位置づけることにより規制できるものではありません。 里山については、P. 26 森林の中で「◆丘陵地の里山は、身近な自然環境であることから、開発と保全の土地利用を図ります。」、P. 37 自然豊かな緑の保全の中で「◆山林は、嵐山町里山里山条例に基づき、適切な維持管理に努めます。」と記載しています。 景観については、P. 41 自然保全地域の景観の中で「◆豊かな自然景観を次世代に継承するため、関係団体・関係機関と連携した維持管理を図り、景観法の活用や景観条例等の制定を検討していきます。」と記載しています。	既に素案で対応しているもの 意見として伺ったもの

		業文化遺産に指定されれば、それを活用することもできる。		
47	第3章分野別構想 4.水と緑の環境 (P.38)	太陽光発電開発については、住民にも知らせたり慎重審査をしたりしていただきたい。今は「決まりがない。書類は整っている」ということで許可が出ているようだが、住民が安心して住めるような決まりを、町が作っていただきたい。	P.38 環境に配慮したまちづくりの中で「大規模な太陽光発電施設の設置について、自然環境・景観・防災等の観点に基づき、適正な指導を行います。」と記載しています。具体的なご意見については、事業実施において参考とさせていただきます。	既に素案で対応しているもの 今後の事業実施において参考とするもの
48	第3章分野別構想 4.水と緑の環境 (P.38)	大規模太陽光発電施設 同頁にある「環境に配慮したまちづくり」の項に、「◆大規模太陽光発電施設の設置について自然環境・景観・防災等の観点に基づき適正な指導を行います。」とあるのを、「◆大規模太陽光発電施設の設置計画については、計画の内容に関心のある住民に提示し、説明会を開いて住民の意見を聞いて理解を求め、特に豪雨の際の防災対策、廃パネルの処理方法について具体的に明らかにすることを事業者に求めます。計画実施に伴い、樹木の伐採、盛土、切土、埋め立てなどによる土地や水系の形状の変更、生物多様性の損壊が生起する可能性が高い場合は、計画の断念、見直しを求めます。計画の評価は複合的に行い、隣接する同種の計画又は施設があるときは、同計画は、これらの計画又は施設の一部であるものとして判断します。」に替える。	本計画は、都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。具体的なご意見については、事業実施において参考とさせていただきます。	今後の事業実施において参考とするもの
49	第4章分野別構想 1.北部地域 (P.46)	北部地区にも公共の乗り物が欲しい。嵐山郷に居ては、バス停が遠いので、どこにも出られない。	P.46 地域の主な課題やP.47 道路・交通体系の方針に記載しています。	既に素案で対応しているもの
50	第4章地域別構想 1.北部地域 (P.47)	P47土地利用の方針 北部地域 「小中学校統廃合後の公共用地については地域の特性を生かしつつ、本町にとって有効な土地利用の在り方を検討します。」は、記さない。	ご指摘の内容については、学校適正規模等推進事業の見直しにより削除しました。	素案を修正したもの
51	第4章地域別構想 1.北部地域 2.中部地域 (P.49,55)	小中学校の統廃合に関すること 同頁に、小中学校の統廃合後の公共用地の利用について記されているが、この部分は削除すべきである。前町長の下で開始された小中学校の統廃合事業は、同事業について前町長に答申した諮問機関の設置に必要な条例が存在しないので法的根拠を持たない。同計画決定手続きは透明性を欠き、町議会やPTAに対しての明確な説明や意見聴取などもされなかった。教育は書物の学習にとどまらない。児童が生活する地域特有の文化に触れ、地域の生産活動について体験学習をし、その結果をクラスを持ち帰って研究、討議することも望ましい。地域の学校は、その地域の児童たちにとっての寄り合い場所でもある。児童数の減少が進む地域でも、可能な限り地域の学校を維持することが望ましい。小中学校の統廃合事業は、原点に戻って見直すべきである。なお、49,55頁にある図のなかに、公共用地についての部分があるが、これらは、上記事業に関わるものと思われるので、削除すべきである。	ご指摘の内容については、学校適正規模等推進事業の見直しにより削除しました。	素案を修正したもの

52	第4章地域別構想 2. 中部地域 (P. 53)	P51～P53 「小中学校統廃合後の公共用地については、地域の特性を生かしつつ、本町にとって有効な土地利用のあり方を検討していきます。」→「小学校・中学校については、地域の人の関係性と地域の文化および時代に即した教育のあり方を地域全体で議論して、適切な教育機関として位置づけます。」	ご指摘の内容については、学校適正規模等推進事業の見直しにより削除しました。	素案を修正したもの
53	第4章地域別構想 2. 中部地域 (P. 54)	P54 「児童・生徒の教育の充実を図るため、特色ある小中一貫校の整備を推進します。」は、記さない。	P. 54 居住環境の方針の中の「社会情勢や将来人口等を考慮し、特色ある町立小中一貫校の整備を推進します。」は、学校適正規模等推進事業の見直しにより削除しました。	素案を修正したもの